

# 日本籍船舶における極海コードの取扱い（艤装及び火災安全設備関連）に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 H 編及び I 編  
安全設備規則  
無線設備規則  
鋼船規則検査要領 I 編  
安全設備規則検査要領  
無線設備規則検査要領

## 改正事項

日本籍船舶における極海コードの取扱い（艤装及び火災安全設備関連）に関する事項

## 改正理由

極海コードでは、極海（北極海域及び南極海域）を航行する船舶に対する要件が規定されており、本会もこれを規則に取入れている。

当該極海コードの採択に伴い、国土交通省においても、2016年12月に、船舶設備規程、船舶救命設備規則等をはじめとする関係法令が改正された。2018年3月には、新たに関連する船舶検査心得が改正され、極海コードに規定される極海域運航手順書の記載事項、着氷を除去又は防止するための設備等に関する要件がより具体的に規定された。

このため、船舶検査心得に基づき、極海を航行する日本籍船舶の艤装及び火災安全設備関連の要件を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 固定式水系消火装置の独立した海水吸入口を、着氷しないような配置とするために適合すべき要件を明確化した。
- (2) 出入り口、脱出設備及び経路の着氷及び着雪を除去又は防止する手段を明確化した。
- (3) 航行及び通信のために要求されるアンテナへの着氷を防ぐ措置を明確化した。
- (4) GNSS コンパスについての要件を改めた。
- (5) 方位基準及び位置決定のための装置についての要件を追記した。
- (6) 探照灯に要求される規格を規定した。

## 改正条項

鋼船規則 H 編 3.3.2  
鋼船規則 I 編 7.2.1  
安全設備規則 6 編 2.3.1, 2.3.3, 3.3.2, 附属書 6-3.3.2 1.1.1

無線設備規則 5.2.2, 5.3.1, 5.3.2

鋼船規則檢查要領 I 編 I7.2, I7.3.2

安全設備規則檢查要領 6 編 2.3.1, 2.3.3, 3.3.1, 3.3.2, 3.3.3

無線設備規則檢查要領 5.3.1